

事務連絡  
令和3年3月30日

各介護サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
岸田 正寿（公印省略）

高齢者施設・事業所の職員に対するPCR検査の実施について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
本県では、国の基本的対処方針等を踏まえ、高齢者入所施設における感染拡大を防止するため、高齢者施設等の職員を対象にPCR検査を実施しています。2月から3月にかけて実施した一斉検査では、検査対象の1,457施設の内、809施設、33,572人が検査を受け、陽性者は10人、陽性率は0.03%でした。

県では、高齢者施設での感染の早期発見・早期対応を図り、入所者と職員の方々に安心してお過ごしいただけるよう、引き続き4月以降も定期的な検査を実施する方向で検討していますので、積極的に受検していただきますようお願いいたします。

また、県の検査とは別に、公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。）が、「高齢者施設従事者への無料PCR検査事業」を実施しており、このたび埼玉県内の高齢者施設等についても検査対象となりましたので併せて御案内します。

本事業は、検査を希望する施設等が、日本財団HPの入力フォームから検査を申し込むことで、週1回を上限として検査が受けられるものです。県の検査では対象となっていない通所系、訪問系事業所も対象となりますので、感染拡大防止の観点から、本事業の活用についても御検討いただくようお願いいたします。

なお、本事業では、検査結果が行政機関に情報提供されることを同意して受検することとされており、日本財団の検査で陽性判定が出た場合には、日本財団から埼玉県に報告していただくこととなっていますので、御承知おきください。

記

1 日本財団ホームページ

<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/2020corona/PCR-center>

- 2 対象施設 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特養、短期入所生活介護、通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（※下線部分は、県の検査対象外の事業所種別）

担当：施設・事業者指導担当  
電話：048-830-3247